

子ども・子育て支援事業計画の 策定について

平成26年5月

川越市

1 子ども・子育て関連3法（平成24年8月成立）の趣旨と主なポイント

(1) 3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、**幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進**

*子ども・子育て関連3法とは、①子ども・子育て支援法②認定こども園法の一部改正法③児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法割

(2) 主なポイント

① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設

*地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

② 認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等)

- 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」)の充実

④ 基礎自治体(市町村)が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

⑤ 社会全体による費用負担

- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
(幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円 程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要)

⑥ 政府の推進体制

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

⑦ 子ども・子育て会議の設置

- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置
- ・ 市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務

⑧ 施行時期

- ・ 消費税引き上げ時期を踏まえ、早ければ平成27年度に新制度の施行を予定

2 「市町村子ども・子育て支援事業計画」の位置づけ

(1) 国の役割

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） 第60条

国は子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針「基本指針」を定めるものとする。

(2) 市町村の役割

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） 第61条

市町村は基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとする。

(3) 基本指針(案)における計画の作成に関する事項

① 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

・すべての市町村、都道府県は、子ども・子育て支援法の基本理念、
子ども・子育て支援の意義を踏まえて計画を作成（基本指針案13頁より）

・市町村は、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業についての、
現在の利用状況＋利用希望を踏まえて計画を作成（基本指針案9・15頁より）

② 子ども・子育て支援の意義（考え方）について

子ども・子育て支援新制度は、急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を行い、子どもの最善の利益を基本として、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的としています。（基本指針案2頁より）

子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが重要です。子ども・子育て支援新制度は、社会全体の責任として、そのような環境を整備することを目指しています。（基本指針案6頁より）

子ども・子育て支援は、以上のような考え方をもとに、保護者には子育てについての第一義的責任があることを前提としつつ、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるような支援を行うものです。地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を目指しています。（基本指針案6頁より）

③ 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する記載事項

基本指針（案）では、計画に記載する事項が必須記載事項と任意記載事項に分けて定められている。

【必須記載事項】（基本指針案 別表第一より）

- 1 教育・保育提供区域
- 2 各年度における教育・保育提供区域ごとの教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）、提供体制確保の内容、実施時期
- 3 各年度における教育・保育提供区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制確保の内容、実施時期
- 4 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進方策等

【任意記載事項】（基本指針案 別表第四より）

- 1 事業計画の理念等
- 2 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- 3 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- 4 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 5 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間
- 7 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

《必須記載事項》

必須記載事項 1

教育・保育提供区域

行政区12区 ⇒ 平成25年度第2回川越市子ども・子育て会議において、基本区域を行政区12区にすることが決定
(本庁、芳野、古谷、南古谷、高階、福原、大東、霞ヶ関、霞ヶ関北、川鶴、名細、山田)

必須記載事項 2

各年度における教育・保育提供区域ごとの教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）、提供体制確保の内容、実施時期
量の見込み ⇒ 平成26年度第1回川越市子ども・子育て会議において決定（ニーズ調査結果と現在の利用状況により算出）

＜掲載イメージ＞

教育・保育提供区域ごとに下の表を作成する必要があります。
12区域分の作成を要します。

以下の認定区分ごとに記載
3～5歳・教育のみ（1号）
3～5歳・保育あり（2号）
0～2歳・保育あり（3号）

計画期間の5年間について、年度ごとに量の見込みと確保内容を示す必要があります。

| 量の見込み・確保内容・実施時期 イメージ | | | 1年目 | | | 2年目 | | | ... | 5年目 | | | |
|-------------------------|-----|---------------------------|----------------|----------------------|----------------------|----------------|----------------------|----------------------|-----|----------------|----------------------|----------------------|------|
| | | | 3-5歳 学校教育のみ | 3-5歳 保育の必要性 あり | 0-2歳 保育の必要性 あり | 3-5歳 学校教育のみ | 3-5歳 保育の必要性 あり | 0-2歳 保育の必要性 あり | | 3-5歳 学校教育のみ | 3-5歳 保育の必要性 あり | 0-2歳 保育の必要性 あり | |
| A区域 | ① | 量の見込み (教育・保育利用定員総数) | 300人 | 200人 | 200人 | 300人 | 200人 | 200人 | ... | 300人 | 200人 | 200人 | |
| | ② | 確保の内容 (認定こども園、幼稚園、保育園) | 教育・保育施設 | 300人 | 200人 | 80人 | 300人 | 200人 | | 150人 | 300人 | 200人 | 180人 |
| | | | 地域型保育事業 | — | — | 20人 | — | — | | 30人 | — | — | 30人 |
| | ②-① | | 0 | 0 | ▲100人 | 0 | 0 | ▲20人 | | 0 | 0 | 10 | |
| B区域 | ① | 量の見込み (教育・保育利用定員総数) | 200人 | 220人 | 180人 | 200人 | 220人 | 180人 | ... | 200人 | 220人 | 180人 | |
| | ② | 確保の内容 (認定こども園、幼稚園、保育園) | 教育・保育施設 | 200人 | 220人 | 100人 | 200人 | 220人 | | 130人 | 200人 | 220人 | 130人 |
| | | | 地域型保育事業 | — | — | 50人 | — | — | | 50人 | — | — | 50人 |
| | ②-① | | 0 | 0 | ▲30人 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | |

必須記載事項 3

各年度における教育・保育提供区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制確保の内容、実施時期
 量の見込み ⇒ 平成26年度第1回川越市子ども・子育て会議において決定（ニーズ調査結果と現在の利用状況により算出）

<掲載イメージ>

| | 〇〇〇事業 | 1年目 | 2年目 | ... | 5年目 |
|-----|--------|-------------|-------------|-----|-------------|
| A区域 | ①量の見込 | 2000人(10か所) | 2000人(10か所) | ... | 2000人(10か所) |
| | ②確保の内容 | 2000人(10か所) | 2000人(10か所) | | 2000人(10か所) |
| | ②-① | 0 | 0 | | 0 |
| B区域 | ①量の見込 | 1000人(5か所) | 1100人(6か所) | ... | 1200人(7か所) |
| | ②確保の内容 | 600人(3か所) | 800人(5か所) | | 1200人(7か所) |
| | ②-① | ▲400人(▲2か所) | ▲300人(▲1か所) | | 0 |

<掲載事業>

地域子ども・子育て支援事業は子育てを行っている家庭等を対象とした市町村が地域の実情に応じて実施する事業であり、対象事業の範囲は法定とされています。

| NO | 事業名 (川越市での事業名) | 事業概要 | 本市の方針(案) |
|----|-------------------------|---|--|
| 1 | 利用者支援 | ・教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報集約と提供を行うと共に、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供、助言をし、関係機関との連絡調整等を行う事業。 | 区域：市全域 地域子育て支援拠点事業の地域機能強化型において実施している利用者支援機能を拡充して実施する。児童館等においても実施できるか検討。 |
| 2 | 時間外保育事業 (延長保育事業) | ・保育所において、11時間の開所時間を超えて保育を行う事業。 | 区域：教育・保育の区域と同一 |
| 3 | 放課後児童健全育成事業 (学童保育事業) | ・共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、放課後学校の余裕教室などにおいて適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図る事業。 | 区域：小学校区32区 児童が放課後に学校外に出ることなく小学校内での利用が可能。 |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 4 | 子育て短期支援事業 (ショートステイ事業) (トワイライトステイ事業) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者が疾病・疲労など身体上、精神上、環境上の理由により児童の養育が困難となった場合、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育、保護を行う事業（原則として7日以内）。 ・ 保護者が仕事・その他の理由によって平日の夜間、または休日に不在となり、児童の養育が困難となった緊急の場合に、児童養護施設や、保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業。 | 区域：市全域 広域的な利用実態があると考えられる。 |
| 5 | 乳児家庭全戸訪問事業 (新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。 | 区域：市全域 居宅を訪問する事業の性質上、区域を細分化する必要がないと考えられる。 |
| 6 | 養育支援訪問事業及び 要保護児童対策地域協議会その他の者による 要保護児童等に対する 支援に資する事業 | <p><養育支援訪問事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事など、養育能力を向上させるための支援を行う事業(相談支援、育児・家事援助など)。 <p><要保護児童等の支援に資する事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、以下の取組みに対する支援を実施する事業。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化を図るための取組み ➤ ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組み | 区域：市全域 区域を細分化する必要がないと考えられる。 |
| 7 | 地域子育て支援拠点事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談などを行う事業。 ・ 地域機能強化型では、利用者支援・地域支援機能を付加し、機能強化を図る。 <ul style="list-style-type: none"> 一般型 : 週3日以上、1日5時間以上の開設 地域機能強化型 : 週5日以上、1日5時間以上の開設 連携型 : 週3日以上、1日3時間以上の開設 | 区域：教育・保育の区域と同一 |
| 8 | 一時預かり事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児・幼児について、主として昼間に保育所その他の場所において一時的に預かる事業。 | 区域：教育・保育の区域と同一 |

| | | | |
|----|--------------------------------|---|---|
| 9 | 病児保育事業 | <ul style="list-style-type: none"> 地域の児童が発熱などの急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。 保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業。 | 区域：教育・保育の区域と同一 |
| 10 | 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） | <ul style="list-style-type: none"> 児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）の相互援助活動に関する連絡、調整を実施する事業（相互援助活動の例：子どもの預かり、送迎など）。 平成21年度から行われている病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどを行う事業（病児・緊急対応強化事業）。 | 区域：市全域 各地域の提供・依頼会員の間で調整して実施しており、区域を細分化する必要はないと考えられる。 |
| 11 | 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診） | <ul style="list-style-type: none"> 妊産婦に対して妊娠初期から分娩までの間、必要に応じて健康診査を行う事業。 | 区域：市全域 実施状況や事業の性質上、区域を細分化する必要はないと考えられる。 |
| 12 | 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | <ul style="list-style-type: none"> 支給認定を受けた子どもの保護者の世帯所得状況などを勘案し、市町村が定める基準に該当した場合、給付対象の教育・保育サービスで必要となる日用品・文房具・その他物品について、保護者が支払うべき費用を市町村が定める範囲で助成を行う事業。 | 区域：市全域 事業の性質上、区域を細分化する必要はないと考えられる。 |
| 13 | 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 | <ul style="list-style-type: none"> 給付対象施設・事業所等への民間事業者の参入促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した給付対象施設・事業所等の設置、または運営を促進するための事業。 | 区域：市全域 事業の性質上、区域を細分化する必要はないと考えられる。 |

必須記載事項 4

教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進方策等

- 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方（認定こども園を普及させる背景や必要性等）
- 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- 幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取組の推進
- 保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

《任意記載事項》

任意記載事項 1

市町村子ども・子育て支援事業計画の理念

市町村子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等を記載すること。

任意記載事項 2

産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

育児休業満了時（原則一歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の計画的な整備等、各市町村の実情に応じた施策を定めること。

任意記載事項 3

子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を定めること。

任意記載事項 4

労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各市町村の実情に応じた施策を定めること。

任意記載事項 5

市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期

市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期を定めること。

任意記載事項 6

市町村子ども・子育て支援事業計画の期間

市町村子ども・子育て支援事業計画の期間（五年間）を定めること。

任意記載事項 7

市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

各年度における市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

3 子ども・子育て支援事業計画の構成イメージ

| 記載項目 | 基本指針の位置づけ | 掲載の考え方 |
|--|--|---|
| 第1章 計画の策定にあたって <ul style="list-style-type: none"> 計画策定の趣旨・位置づけ・期間・対象となる子ども 本市の子ども・子育てを取り巻く状況 次世代育成支援後期行動計画の主な実施事業と課題 | 任記載事項5・6 | <ul style="list-style-type: none"> ○「子ども・子育て支援事業計画」について概要を記載 ○子ども・子育ての概況をニーズ調査結果より記載 ○次世代育成支援地域行動計画における達成状況を記載 |
| 第2章 計画の基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> 計画の基本理念 ・計画の基本目標 計画の体系 | 任意記載事項1 | <ul style="list-style-type: none"> ○基本指針に沿って次世代計画も含めた計画として設定 ○川越市の子どもに関する考え方を理念として記載。 |
| 第3章 各教育・保育提供区域における目標値について <ul style="list-style-type: none"> 教育・保育提供区域の設定 幼児期の教育・保育の量の見込み、確保の内容、実施時期 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保の内容、実施時期 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進方策等 | 必須記載事項1 必須記載事項2 必須記載事項3 必須記載事項4 | <ul style="list-style-type: none"> ○教育・保育提供体制について、区域の設定や区域ごとの事業量を設定し、事業量設定の考え方等も併せて記載 ○その他事業の数値目標の一覧を記載 |
| 第4章 子ども・子育て支援の取組・事業 <ul style="list-style-type: none"> 目標1 教育・保育の量的拡大・質的改善 目標2 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり 目標3 要支援児童へのきめ細かな取組の推進 目標4 心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進 目標5 子どもと親の豊かな健康づくりの推進 | 任意記載事項2・4 任意記載事項3 | <ul style="list-style-type: none"> ○施策・事業の再掲を極力少なくするため、かわごえ子育てプランでの基本目標を再統合し、新制度の基本指針で任意記載事項としている項目を併せ5つの目標を設定する。 ○地域子ども・子育て支援事業（P5～）の該当箇所 目標2：NO.1-4，7-10，12-13 目標3：NO.6 目標5：NO.5，11 |
| 第5章 計画の推進体制について <ul style="list-style-type: none"> 計画の達成状況の点検及び評価 | 任意記載項目7 | <ul style="list-style-type: none"> ○推進体制の概念図と各主体の役割を記載 ○計画の進行管理は、子ども・子育て会議等による目標値の毎年度の点検・評価について記載 |
| 資料編 <ul style="list-style-type: none"> 計画策定の体制・経過 | | ○子ども・子育て会議での審議・ニーズ調査概要等記載 |

【基本理念】かわごえ子育てプラン（次世代計画）

子どもと親と地域とがともに育ち支えあうまち川越

生まれたばかりの子どもは、自分ひとりでは生きていけない存在です。大人の手を借りてはじめて生命を維持し、人として成長することができます。

その命は、生まれながらにしてさまざまな固有の権利を有し、かけがえない存在として尊重されることが必要です。

そして子どもは、親や多くの人々の愛情に育まれながら、一人の人間として日々成長していきます。

親もまた、子どもを生み育てる過程を通じて、人として、親として成長していきます。親になるということは、たくさんの喜びを得ると同時に大きな責任を伴います。その責任を果たしていく過程そのものも、親を成長させることとなります。

さらに子どもは、親や家庭だけでなく、地域社会とのかかわりの中で、よりいっそうたくましく育っていきます。たくさんの人との関わりや支えによって、次代を担う大人に成長していきます。

地域もまた、子どもの成長を見守り支えることによって、助け合いの絆を深め、より活性化することになります。

本市では、計画の柱に「子ども」と「親」と「地域」を据え、次代を担うすべての子どもたちが、歴史と文化に育まれたまち川越で、健やかに成長していくことのできる地域社会の実現をめざします。

【基本理念】新制度事業計画（案）

安心して子育てができるまち川越

生まれたばかりの子どもは、自分ひとりでは生きていけない存在です。大人の手を借りてはじめて生命を維持し、人として成長することができます。

その命は、生まれながらにしてさまざまな固有の権利を有し、かけがえない存在として尊重されることが必要です。

そして子どもは、保護者や多くの人々の愛情に育まれ、子ども同士が集団の中で育ち合いながら一人の人間として日々成長していきます。

保護者もまた、子どもを生み育てる過程を通じて成長していきます。子どもに限りない愛情を注ぎ、子どもの成長に感謝・感動しつつ、保護者自身が成長することで、喜びや生きがいを感じることができます。

子どもが安心して育まれ、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを行政や地域社会全体で支援していくことが必要です。

本市では、「安心して子育てができるまち川越」を基本理念として、将来を担う子どもたちが歴史と文化に育まれたまち川越で健やかに成長でき、保護者が地域の人々とともに安心して子どもを生み育てることができ、さらに子育ての楽しさや喜びを実感できるまちづくりを目指します。

※「かわごえ子育てプラン」を引き継ぎつつ、子ども・子育て支援法における基本指針及び、平成25年度第4回子ども・子育て会議でいただいた意見を踏まえて作成。

4 次世代育成支援対策行動計画について

① 次世代育成支援対策推進法とは（平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法）

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することとし、地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進している。

本市では、かわごえ子育てプラン前期計画（平成17～21年度）、後期計画（平成22～26年度）を策定している。

② 今後の取扱い

現在の少子化の進行等の状況や一般事業主行動計画の策定が義務化されてまだ日が浅い企業もあることを踏まえ、引き続き次世代育成支援対策に取り組んでいくことが重要であり、各種の政府の報告、提言等も踏まえ、平成26年度で期限の到来を迎える次世代法について、10年間延長することが決定しました。

※地方公共団体による行動計画の策定は、子ども・子育て関連3法により事業計画の作成が義務づけられることに伴い、**任意化**

市町村及び都道府県は、法の基本理念及び第一の子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画を作成すること。~~また、その際、~~次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）に基づき作成する地域行動計画に記載して実施している次世代育成支援対策に係る分析、評価を行うこと。~~は、これを踏まえて作成すること。~~

（基本指針案13頁より）



「次世代育成支援対策推進法の地域行動計画と子ども・子育て支援事業計画の趣旨、目的、対象範囲は異なるため、『踏まえて』作成することまで求めるのは不適切ではないか。」との国の会議委員の意見を踏まえ修正されたことに鑑み、次世代育成支援後期行動計画については、分析・評価を行えば足り、次世代育成支援後期行動計画の事業項目は参考として捉えればよいと考えられる。

<本市の対応>

現行の本市次世代育成支援後期行動計画（かわごえ子育てプラン）については、231もの事業の進行管理をしており、これまでの審議会等で「事業数が多すぎて進行管理するのが難しい。対象事業を絞るなどの見直しを検討すべき。」との趣旨の指摘があった。

上記を踏まえ、次世代法に基づく行動計画を別途策定するのではなく、次世代育成支援後期行動計画の掲載項目のうち新制度の基本指針に則った項目を中心に選定し、新制度事業計画に含めることとする。（計画の一体化）

なお、後期行動計画の分析・評価は別途実施する。

5 事業計画策定までのスケジュール（平成26年度予定）

